

京都市介護保険条例の一部を改正する条例(平成27年3月27日京都市条例第 72 号)
(保健福祉局長寿社会部介護保険課)

本市介護保険事業について、必要な措置を講じるため、次のとおり定めることとしました。

1 保険料率の改定

- (1) 平成27年度から平成29年度までの介護保険事業に係る財政の均衡を確保するため、次のとおり各年度における保険料率を定めます。

(参考) 平成24年度から平成26年度までの保険料率(改正前)	平成27年度から平成29年度までの保険料率(改正後)
32,640円から153,408円までの範囲内において10段階に区分	36,480円から171,456円までの範囲内において11段階に区分

- (2) (1)にかかわらず、(1)の保険料率の区分が第1段階(改正後 36,480円)の者の平成27年度及び平成28年度の保険料率は、32,832円とします。

2 介護予防・日常生活支援総合事業の実施の延期

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)(以下「整備法」という。)の施行により介護保険法の一部が改正されることに伴い、同法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「事業」という。)を実施することとされるが、充実した事業の実施には一定の時間を要すること及び事業への円滑な移行のための準備期間が必要であることから、平成27年4月1日から事業を実施するための体制を整備することが困難であるため、整備法附則第14条第1項の規定に基づき、事業の実施を市長が定める日まで延期します。

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。ただし、第7条第3項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定は、この条例の公布の日から施行し、第4条第2項の改正規定は、市規則に定める日から施行することとしました。

京都市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川 大作

京都市条例第72号

京都市介護保険条例の一部を改正する条例

京都市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「平成24年度」を「平成27年度」に、「平成26年度」を「平成29年度」に改め、同項第1号中「32,640円」を「36,480円」に改め、同項第2号中「32,640円」を「49,612円」に改め、同項第3号中「48,960円」を「54,720円」に改め、同項第4号中「65,280円」を「65,664円」に改め、同項第10号中「153,408円」を「171,456円」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号中「137,088円」を「153,216円」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「120,768円」を「134,976円」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「104,448円」を「116,736円」に改め、同号イ中「第9号イ」を「第10号イ」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「88,128円」を「98,496円」に改め、同号イ中「第8号イ」を「第9号イ」に、「第9号イ」を「第10号イ」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「71,808円」を「80,256円」に改め、同号イ中「第7号イ、第8号イ」を「第8号イ、第9号イ」に、「第9号イ」を「第10号イ」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 72,960円

第4条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、令第39条第1項第1号に掲げる者の平成27年度及び平成28年度の保険料率は、32,832円とする。

第6条第3項中「ハ」を「ニ」に、「若しくは第4号ロ」を「第4号ロ若しくは第5号ロ」に改め、「若しくは附則第16条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）若しくは第17条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）」を削り、「第4条第1項第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ」を「第4条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ」に、「第9号イ」を「第10号イ」に改める。

第7条第3項に次のただし書を加える。

ただし、市長は、当該額により難いと認めるときは、別に各納期における納付額を定めることができる。

第7条第4項本文中「保険料の額に」を「前項の保険料の額に」に改める。

附則に次の1項を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

- 7 平成27年4月1日から法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を行うことが困難であることから、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第1項の規定に基づき、同日から別に定める日までの間は、同事業を行わない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第7条第3項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定 この条例の公布の日
- (2) 第4条第2項の改正規定 市規則で定める日

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市介護保険条例の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)